

令和 3 年 6 月 7 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03387

研究課題名（和文）法規範の多元性と紛争解決の脱国家化

研究課題名（英文）Plurality of legal norms and denationalization of dispute resolution

研究代表者

中野 俊一郎（Nakano, Shunichiro）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：30180326

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：現代の国際私法は、複数の連結点を多様な形で組み合わせ、当事者意思を尊重することで、法規範の多元性を活用する。非国家法規範の適用可能性の承認は、紛争解決の脱国家化への傾向を示唆する。国際仲裁の利用が活性化し、国家法システムとの結びつきを弱めるとともに、裁判所が「国際商事裁判所」の導入により仲裁に接近することも、紛争解決制度の脱国家化傾向を示す。合意による紛争解決が他国で承認されるかは問題であるが、日本・韓国・台湾・中国の間では、相互に離婚調停の効果が認められる。紛争解決の脱国家化傾向は、国際民事保全、国際仲裁といった手続類型における外国法の調査・適用のあり方にも影響を及ぼす。

研究成果の学術的意義や社会的意義

涉外民事事件の特性の一つが法規範の多元性にあり、それが当事者意思の尊重、紛争解決規範や紛争解決制度の脱国家化傾向につながるということは、従来の研究では明らかにされてこなかったものであり、学術的意義を有する。また、この点を認識することは、今後の国際私法立法や紛争解決制度の構築にあたり、方向性を見誤らないようにするという点で、社会的意義を有すると考えられる。

研究成果の概要（英文）：Combining connecting factors in various ways and broadly respecting parties' choice of law agreement, modern private international law positively utilizes "plurality of legal norms" situation in international civil and commercial disputes. Also, recognition of applicability of non-state laws implies tendency toward "denationalization" of dispute resolution. This tendency can also be observed in the flourishing international commercial arbitration and emerging international commercial courts. Although cross-border effect of agreements obtained in court-annexed mediation might be a problem, those agreements obtained in divorce mediation can be recognized between Japan and neighboring countries like China, South Korea and Taiwan, in almost the same manner as court judgments. Modern tendency towards denationalization of dispute resolution can affect proof and investigation of foreign laws in proceedings of international provisional relief and commercial arbitration.

研究分野：国際私法

キーワード：国際私法 国際民事訴訟法 国際仲裁 脱国家化

1. 研究開始当初の背景

法廷地法という単一の国家法が全てを規律する国内的法律関係とは異なり、渉外的要素を含む民商事の法律関係については、内外の複数国家法の適用が問題となりうる。このような適用法規の多元性という問題は、裁判官にとって事件の判断をより困難かつ時間のかかるものにし、当事者にとっては、自らの権利保護の可能性を不安定で不明確なものとするおそれが高い。伝統的国際私法は、原則として、相続は被相続人の本国法による(法適用通則法 36 条)というように、客観的連結点を通して単一の準拠法を選ぶことにより、この問題に対処してきた。問題となる法律関係ごとに、あらかじめ適用される法を一つ客観的に定めておけば、国内事件の場合と同様に適用法規は安定し、紛争解決の予測可能性も確保される、という考え方である。この手法によれば、準拠法の決定段階において、適用法規の多元性という問題は解消されることになる。

しかしながら、最近の国際私法規則はより複雑化・多様化しており、複数の準拠法を段階的、又は選択的に決定したり(法適用通則法 24 条、25 条ないし 27 条、32 条、遺言の方式の準拠法に関する法律 2 条等を参照)、重疊的に決定したり(法適用通則法 22 条参照)あるいは、準拠法が定める効果を勘案しながら段階的に適用したりする(扶養義務の準拠法に関する法律 2 条参照)また、従来は契約準拠法の決定にしか用いられなかった当事者による準拠法選択合意(当事者自治原則)は、夫婦財産制や不法行為でも認められるようになり(法適用通則法 21 条、26 条参照)ヨーロッパでは離婚や氏名等の身分法問題にも適用範囲を拡げつつある。さらに、弱者側に一方的な法選択の権限を認めることで、その保護を図ろうとする立法技術も用いられるほか(法適用通則法 11 条 1 項、12 条 1 項参照)紛争解決合意の効力判断にあたって、弱者側の一方的意思を基準とする立法も現れている(仲裁法附則 3 条参照)。

他方において、従来の国際私法は、国家法にのみ準拠法適格性を認め、国家立法者の手によらない法規範(非国家法)はそもそも国際私法による準拠法指定の対象にならない、という考え方をとってきた。これは、そもそも非国家法は国家が定立した強行法規に優越できないうえ、十分な体系性・明確性を具備しないため、準拠法となる資格を有しない、との見方に基づく。しかし最近では、UNIDROIT 国際商事契約原則のように、一定の体系性・明確性を備え、一部に強行法規を含む非国家法規則もあらわれており、これらを準拠法指定の対象に含めるべきである、との主張も国際的に有力化している。

2. 研究の目的

上に述べた最近の国際私法立法技術の進化や法解釈上の動きを評価する場合、そのための視点は複数ありえようが、本研究は、冒頭に述べた、渉外民商事事件における法の多元性問題への国際私法の対応という視点から、検討を試みることにした。これは、法の多元性の進展と国際私法の立法技術や解釈上の変化は相互に密接に関係している、との認識に基づく。

同様の現象は、私見によれば、手続法(国際民事訴訟法、国際仲裁法)の平面でも顕れている。多くの論者や国際的な調査結果が指摘するように、今日では、裁判ではなく、仲裁が国際取引紛争の中心的解決手段となりつつある。国際仲裁は国籍をもたないわけではなく、当事者が合意した「仲裁地」を通して特定の国家法システムと結びついている、というのが従来の学説上の一般的理解である。仲裁廷が多くの場合に仲裁地を連結点を通して準拠法を決定し、下された仲裁判断を取り消すための国際裁判管轄が専ら仲裁地に認められるのは、この観点から理解されよう。しかし現実には、仲裁と国家法システムの結びつきは急速に弱まりつつあると見てよい。これは、例えば、仲裁地国裁判所で適法に取り消されたはずの仲裁判断が他国で執行されたり、裁判では準拠法になりえないはずの非国家法が仲裁では準拠法適格性を認められる、といった現象に顕れている。さらに、国家法システムと密接不可分に結びついているはずの国家裁判所における裁判手続にも、最近では顕著な変化が認められる。すなわち、シンガポール、ドバイ、オランダ、フランス、中国、カタールといった国々は、自国国家法システムとの結びつきを弱め、英語による弁論を許すといった形で手続を柔軟化した「国際商事裁判所」の設置に踏み切っている。中には、シンガポール国際商事裁判所のように、裁判官の国籍要件を撤廃して外国の著名法曹を裁判官に迎えたり、ドバイ国際金融センター裁判所のように、下された判決を「仲裁判断化」することで国際的執行の容易化を図るといった、ユニークな試みをするものも出現している。

本研究は、これらの多様な動きを、紛争解決の脱国家化による法の多元性問題への対応という視点から総合的に評価し、その意義を検討し、将来像を占おうとするものである。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するため、本研究は、まず、単純連結を除く国際私法上の立法技術を網羅的に取り上げ、それが法の多元性問題にどのような形で対処しようとするものであり、それが目的に適った適切なものといえるかを検討する。また、当事者自治原則の拡大という世界的傾向が、

法の多元性問題への対処という観点からどう評価されるかを確認したうえで、準拠法適格性を国家法に限定する通説の考え方と、当事者による非国家法の指定を肯定する見解の優劣を、当事者自治原則の根拠、法の多元性問題への対処手段としての適切性という観点から、裁判・仲裁のそれぞれについて比較する。

また、法の多元性問題に柔軟に対応する手段として、国家裁判所においても、合意による国際民事紛争解決の促進が図られることの一例として、離婚調停を取り上げ、日本で行われた離婚調停で得られた合意が、近隣諸国（韓国、台湾、中国）においてどのような効力を認められるか、またそのための要件は何かを検討する。これらの国々における実務的扱いを知ることは困難であるため、調査にあたっては上記三国の専門家の協力を要請し、国際共同研究を実施したうえで、共同で論文を作成する。

さらに、従前の国際私法学上の通説によれば、国際私法が指定する外国法は「法」であり、内国裁判所は、法規所属国裁判官と全く同様に外国法の内容を調査し、適用すべきだとされる。これは、跛行的法律関係の発生防止、涉外私法生活の安全保障といった国際私法の趣旨・目的から導かれる帰結であるが、とくに迅速な紛争解決が求められる手続類型（国際民事保全、国際仲裁）でも同じ扱いが可能かどうかについては疑問の余地があろう。そこで本研究においては、涉外民事事件における法の多元性への対処方法として、これらの手続においても従前の通説的な扱いが正当化されうるものかどうかを検討する。

4. 研究成果

伝統な抵触法的手法（単純連結）は、単一の連結点により準拠法を特定することで法的安定性を確保しようとしたが、最近の立法は、複数の連結点を選択的、段階的あるいは重疊的に組み合わせ、さらには当事者の意思を最大限に尊重する傾向を示す。これは、いわば、涉外民事事件における法規範の多元性を「殺して」「解消する」手法から、それを「生かして」「活用する」方向への発展と考えられる。準拠法適格性を国家法に限る従来の考え方が退潮傾向にあり、国際仲裁では非国家法の準拠法適格性が広く認められるに至ったことも、法規範の多元性の拡大とその活用という視点から理解できよう。同時に、当事者の意思が最大限に尊重され、国家立法者の手によらない法規範が紛争解決規程として承認されるということは、紛争解決に際して、「国家」性が必須の前提とならなくなったことを示唆する。

同じ傾向は手続法の平面でも認められる。国際仲裁が国際取引紛争解決の中心的地位を占めると同時に、国家法システムとの結びつきを弱める傾向を示すこと、さらには、裁判所自体が「国際商事裁判所」の導入により仲裁への接近を図ろうとしていることは、国際民事事件における法規範の多元状態への対応策として、紛争解決制度もまた「脱国家」化すべきことを示す。この世界的傾向を止めることは難しく、わが国においても、早晚、何らかの立法的・制度的手当が必要になるように思われる。

もっとも、紛争解決に際して当事者の意思を尊重する場合、その効果が外国でも確実に認められるか、という疑問を生じる。例えば、わが国で広く用いられる離婚調停は、国によっては認められないため、当事者の法律関係を不安定化するおそれをはらむ。しかし、本研究において、日本・韓国・台湾・中国の4ヶ国につき調査したところによれば、これら近隣諸国の間では、離婚判決と同様の枠組により、相互に離婚調停の効果が認められることが確認された。

従来の国際私法理論は、外国「国家」法を「国家」裁判所で適用する場合を念頭におくが、国際民事紛争の解決が、国家との結びつきを弱めた国際仲裁や国際商事裁判所で、非国家法をも適用して行われるようになれば、その修正が必要になりえよう。例えば通説は、外国法も「法」である以上、内国裁判官は所属国裁判官と全く同様にこれを調査・適用すべきだと説く。しかし、ドイツの学説・実務は、国際民事保全訴訟につき、類型によっては内国法による、外国法調査につき当事者に協力義務を課す、調査範囲や照明度を軽減する、外国不明の認定にあたって利益衡量判断を行う、といった多様で柔軟な考え方を示す。国際仲裁についても同様の視点からの検討が必要になるが、これについては今後の課題としなければならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 8件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 60
2. 論文標題 「外国人間での協議離婚無効確認請求事件の国際裁判管轄」（東京高裁平成30年7月11日判決）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 134-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 156-1
2. 論文標題 「訴訟当事者に判決の内容が了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかったことにより不服申立ての機会が与えられないまま確定した外国裁判所の判決に係る訴訟手続と民訴法118条3号にいう公の秩序」（平成31年1月18日最高裁判所第2小法廷決定）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 227-242
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺	4. 巻 66-5
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介143	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 68-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺	4. 巻 66-10
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介147	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 50-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 67-2
2. 論文標題 国際商事仲裁ADR判例紹介(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 51-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 68-4
2. 論文標題 代替的作為義務の域外的執行	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 127-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 154-5
2. 論文標題 最高裁平成29年12月12日第3小法廷決定	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1083-1096
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺	4. 巻 65-5
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介131	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 70-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺	4. 巻 65-9
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介135	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 62-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺	4. 巻 66-1
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介139	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 62-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎 (王琦訳)	4. 巻 2016
2. 論文標題 基于独占禁止法的請求与国際仲裁	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 商法研究	6. 最初と最後の頁 357-356
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 116-2
2. 論文標題 国際社会における法規範の多元性と国際私法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 153-4
2. 論文標題 米国法人がウェブサイトに掲載した記事による名誉等の毀損を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、民訴法3条の9にいう『特別の事情』があるとされた事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 541-554
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 64-10
2. 論文標題 競売開始決定に対する執行異議と船舶先取特権の準拋法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 32-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 762
2. 論文標題 婚姻届出における届出意思は通則法24条2項にいう『婚姻の方式』に該当し、婚姻挙行地法である日本法によるとした事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 51-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 22
2. 論文標題 谷口安平 = 鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 112-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺 (共著)	4. 巻 64-5
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介(119)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 62-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 31
2. 論文標題 ペーター・ゴットヴァルト「国際商事仲裁」(翻訳)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学年報	6. 最初と最後の頁 79-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺 (共著)	4. 巻 64-9
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介(123)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 77-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中野俊一郎 = 阮柏挺 (共著)	4. 巻 65-1
2. 論文標題 新・国際商事仲裁関係判例紹介(127)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 74-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 中野俊一郎
2. 発表標題 国際民事手続法分野における最近の日本判例の展開
3. 学会等名 台湾法官學院・日本国際私法研修會（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中野俊一郎
2. 発表標題 国際仲裁と国際訴訟の関係 - その将来的発展の方向性について -
3. 学会等名 台湾法官學院・日本国際私法研修會（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中野俊一郎
2. 発表標題 離婚調停の国際的効力
3. 学会等名 国際シンポジウム「国際家事紛争の友好的解決」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中野俊一郎
2. 発表標題 離婚調停の域外的効力
3. 学会等名 アジア国際私法原則に関する国際研究集会（台湾国立中正大学にて）（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 中野俊一郎	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 442
3. 書名 法学講義民事訴訟法	

1. 著者名 中野俊一郎	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 318
3. 書名 判例講義民事訴訟法	

1. 著者名 Yuko Nishitani (ed.)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 643
3. 書名 Treatment of Foreign Law - Dynamics towards Convergence ?	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 (講演会) ベーター・ゴットヴァルト(レーゲンスブルク大学教授)「国際商事仲裁」 (神戸大学法学部にて、2017年10月25日)	開催年 2018年～2018年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
韓国	成均館大学			
中国	中正大学			
中国	北京工商大学法学院			
シンガポール	Fair Isaac Corporation			
韓国	成均館大学			
台湾	国立中正大学			
ドイツ	レーゲンスブルク大学			